

九州医療科学大学内部質保証規程

制定年月日：令和5年6月1日
最終改訂年月日：令和6年4月1日

（目的）

第1条 この規程は、本学が自己点検・自己評価及び認証評価等を実施し、その結果を踏まえて教育研究活動等の改善を行うことにより、教育研究活動等の質を維持し向上を図る恒常的な取組み（以下「内部質保証」という。）を行うために必要な事項を定める。

（質保証への努力）

第2条 本学のすべての教職員は、別に定める「九州医療科学大学内部質保証の方針」（以下「方針」という。）に基づき、それぞれの業務と役割について、継続的に自己点検・自己評価及び改善を行い、質の保証とその向上に努めなければならない。

（内部質保証の原則）

第3条 本学における内部質保証は、方針に基づき、全学的マネジメントの下、自己点検・自己評価活動を基盤に行う。自己点検・自己評価に関する事項は、九州医療科学大学自己点検・自己評価委員会規程に別に定める。方針は、必要に応じて、見直しを図る。

（内部質保証の実施体制）

第4条 本学の内部質保証に関する責任者は、学長とする。

2 内部質保証に関する業務を中核的に担う委員会として、本学に九州医療科学大学内部質保証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

3 学長は、委員会で審議された自己点検・評価結果の報告及び改善策の提案を受け、必要があると認めた場合、改善に向けた指示を行う。

4 学長は、内部質保証体制の検証に関する責任者として、自己点検・自己評価の在り方の適切性及び内部質保証体制の適切性について、必要があると認めた場合、委員会において改善を審議する。

5 学長は、学外有識者に意見を求めるために、外部評価委員を委嘱することができる。

6 学長は、自己点検・自己評価の結果及び内部質保証の状況を教授会等に報告し、教職員に共有する。

7 学長は、自己点検・自己評価の結果及び内部質保証の状況を教授会等に報告し、教職員に共有するとともに、本学ホームページ等を活用して公表する。

（内部質保証に係る情報の収集を担う組織）

第5条 九州医療科学大学教育イノベーション委員会は、内部質保証に係る情報の収集に努め、委員会に報告する。

（内部質保証に係るFD・SD活動）

第6条 九州医療科学大学教育開発・研究推進中核センターは、委員会で審議された改善方策について、FD活動及びSD活動を通してその実現を推進する。

（委員会の構成）

第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 研究科長
- (4) 学部長
- (5) 通信教育部長
- (6) 図書館長
- (7) 教育開発・研究推進中核センター 教育開発部門長、研究推進部門長、社会貢献部門長
- (8) 教育開発・研究推進中核センター 教育開発副部門長、研究推進副部門長、社会貢献副部門長
- (9) 教務部長
- (10) 学生部長
- (11) 大学事務局長
- (12) 教務部
- (13) 庶務部

(14) その他学長が必要と認めた者

(委員会の任務)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、その結果を学長に報告する。

- (1) 自己点検・自己評価の基本方針の策定に関する事
- (2) 自己点検・自己評価に基づく改善事項の確認及び指示に関する事
- (3) 認証評価、外部評価等への対応に関する事
- (4) 中期目標・中期計画・年度計画の策定・見直しに関する事
- (5) ポリシーの策定又は見直しに関する事
- (6) 研究活動の点検・評価に関する事
- (7) 内部質保証の方針・体制・手続に関する事
- (8) その他内部質保証に関する事

(委員会の運営)

第9条 委員会に委員長を置き、学長がこれにあたる。

2 委員会は委員長が招集する。

3 委員会に議長を置き、委員長がこれにあたる。

4 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 事務局を庶務部庶務課に置き、委員会事務を担当する。

(規程の改廃)

第10条

この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。